

農業者 のための

新型コロナウイルス感染症対策事業

【農業労働力確保緊急対策事業のお知らせ】

対象者

久留米市内の農業者（※個人・法人を含む）

助成内容

1 外国人技能実習生等の雇用対策

帰宅困難な実習生等の
資格変更（更新）
手数料

上限4,000円
（1回あたり）

資格変更（更新）に
伴う賃金単価の差額
※令和2年度事業対象となった
実習生等も助成対象です

上限100円
（1時間あたり）

※最低賃金の改定による賃金の増額分は、含みません

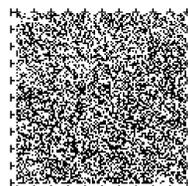
2 代替労働力の確保対策

コロナが原因で生じている
人手不足解消のための
人材募集経費

上限37,000円
（1農業者あたり）



詳細・申請方法
は裏面へ



申請の流れと必要書類

必要書類等	
交付申請 9月30日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書（第1号様式） ・事業実施計画書（様式A） ・収支計画書（様式B） ・役員名簿(第14号様式) ……※法人の場合のみ ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> [外国人技能実習生等の雇用対策] <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習の状況が確認できるもの（技能実習計画認定通知書、在留カードなど） ・雇用状況がわかるもの（雇用契約書など） ・賃金の支払い状況がわかるもの（賃金台帳など） [代替労働力の確保対策] <ul style="list-style-type: none"> ・内容が確認できる書類（見積書など）
交付決定	市が申請内容を審査し、補助金額等を決定します。
実績報告 3月11日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書（第10号様式） ・事業実績報告書（様式C） ・収支決算書（様式D） ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> [外国人技能実習生等の雇用対策] <ul style="list-style-type: none"> ・手数料の支払額がわかるもの（手数料納付書、監理団体証明など） ・変更後の技能実習の状況が確認できるもの（技能実習計画認定通知書など） ・変更後の雇用状況がわかるもの（雇用契約書など） ・変更後の賃金の支払いがわかるもの（賃金台帳、通帳など） [代替労働力の確保対策] <ul style="list-style-type: none"> ・支払額が確認できる書類（領収書など） ・掲載した広告などの写し
補助金 支払	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金請求書 実績に応じて補助金を支払います。

※ 注意：これらの書類以外にも、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

申請期間

令和3年9月30日(木)まで ※追加申請は、令和4年2月4日（金）まで
 ※申請書の確認に時間がかかるため、事前予約をお勧めします。

申請先

農政部農政課	(0942-30-9163)
田主丸総合支所 産業振興課	(0943-72-2110)
北野総合支所 産業振興課	(0942-78-3569)
城島総合支所 産業振興課	(0942-62-2115)
三潁総合支所 産業振興課	(0942-64-2315)



申請書類は、上記の申請先で受け取るか、久留米市公式ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

久留米市 農政部 農政課（担当：松岡、田川）
 〒830-8520 久留米市城南町15-3
 TEL：0942-30-9163 FAX：0942-30-9717
 E-Mail：nousei@city.kurume.fukuoka.jp



久留米市イメージキャラクター
くるとば